

第35回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年7月20日
 告示番号 第7号
 会議年月日 平成30年7月26日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 岩 渕 道 明
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第35回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時34分

議 長	<p>本日の出席委員は43名であります。 定足数に達しておりますので、第35回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、12番 猪股 恭一 委員、39番 阿部 東悦 委員より欠席の旨の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りをいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に24番 佐藤 徹 委員、27番 千葉太郎委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。 「報告第84号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。</p>

農地専門委員長

農地専門委員会の調査報告をいたします。

開催日時、平成30年7月17日、火曜日、13時30分から16時まで、開催場所、一関保健センター2階会議室、出席者、私 渋谷ほか農地専門委員18名、事務局より小野寺局長、岩渕局長補佐、千葉主任、欠席者は20番の千葉 久壽郎 委員、32番の千條幸男 委員です。

現地確認を行いました。

農地法第5条による知勝院の自然再生事業等の転用関係について、転用申請地及び知勝院付近の完成後の様子を確認しました。

6、協議内容、(1)平成30年度農地パトロールの実施について、岩渕局長補佐が説明後、協議に入りました。

平成30年度農地パトロールの実施についてですが、今年は平成29年度パトロール予定地で調査できなかった農地、平成29年度のA分類の農地、意向調査等で申し出のあった農地、法人管理の農地について確認し、7月から8月を基本として行います。

また、他地域の応援は無い説明がありました。

主な指摘事項は、質問として、昨年までは管理していた農地が今年から高齢化で管理できなくなったのだが、どう対処したらよいか、答えとして、現状の農地で判定することになるが、A分類で判定された場合は、利用意向調査の回答を農地中間管理機構に貸し出すことで対応してほしいとの回答がありました。

その後、委員に諮った結果、平成30年度農地パトロールの実施について異議なしと決定されました。

なお、今年の農地パトロールの実施については、総会後の事務連絡によって事務局より説明がありました。

以上、報告を終わります。

議 長

特に質問はないものとして進めます。

議 長

以上で「報告第84号」の説明を終わります。

次に、「報告第85号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局 長

局長より説明いたさせます。

それでは、資料の2ページをお開き願います。

報告第85号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成30年7月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から4ページの第7号までの7件、7名の方からの相続による届け出に対して受理と決定したものであります。

この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第85号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第85号の質疑を終わります。

次に、「報告第86号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

5ページをお開き願います。

報告第86号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出であります。記載の第1号から第2号までの2件、2筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員にも、届け出の内容について通知して

		おります。
		届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土による整備分2件となっております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第86号」の説明を終わります。
		この際、ご質問ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	なければ、報告第86号の質疑を終わります。
議	長	次に、「報告第87号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		6ページをお開き願います。
		報告第87号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地法第5条許可申請書の取下願出書の提出があり、これを受理したので報告するものでございます。
		本議案に係る報告は1件で、花泉地域に係るものでございます。
		本案件につきましては、譲受人がグループホームの建設及び運営を目的に転用申請の提出があり、平成29年6月26日の第22回総会でご審議いただき、許可相当の意見があったものですが、施設設備における計画変更や防災関連に係るかさ上げ費用、土盤改良費の追加があったことから、申請者が事業着手を困難と判断し、取下げしようとするものでございます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「報告第87号」の説明を終わります。
		この際、ご質問ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	なければ、報告第87号の質疑を終わります。
議	長	次に、「議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。
		直ちに内容の説明をいたしますので、了承願います。
		局長より説明いたさせます。
局	長	資料の7ページをご覧ください。
		議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対

する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請3件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあり、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けするものであり、使用貸借期間は記載のとおり平成35年3月31日までの4年8か月となっております。

第2号については、譲渡人は遠方に居住しており、これまで農地中間管理機構に貸し付けしていた契約を解除し、親類である借受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、借受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

8ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、借受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号については、貸付人が労力不足の状態にあり、親類である借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成36年12月31日までの6年5か月で、物納となっております。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第6号については、譲渡人と借受人は親子であり、父から後継者である子に農地を一括で贈与し、経営の安定を図るものであります。

次に、藤沢地域に係る申請3件でございます。

9ページから10ページをご覧ください。

第7号については、第6号と同じく、譲渡人と借受人は親子であり、父から後継者である子に農地を一括で贈与し、経営の安定を図るものであります。

11ページをご覧ください。

第8号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、借受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第9号については、譲渡人が遠方に居住しているため維持管理できない状態にあり、借受人が経営規模拡大のため売買によ

		<p>り取得するものであり、売買金額は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上9件につきましては、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第248号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。</p> <p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
22番	木村修一委員	<p>農地法第3条現地調査、一関地域について報告いたします。</p> <p>調査日は7月11日、水曜日、午前10時から行っております。</p> <p>現地調査員として農業委員 佐藤委員、千條委員、私 木村です。</p> <p>事務局職員は小野寺事務局長、岩渕局長補佐、阿部主任主事、千葉主事、千葉主任でございます。</p> <p>報告内容ですが、第1号から第3号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
38番	菅原豊一委員	<p>農地法第3条現地調査書、大東地域を報告いたします。</p> <p>現地調査日、平成30年7月11日、水曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 小野寺、石川、南浦、菅原、4名で行いました。</p> <p>支所職員、熊谷産業経済課主任主事と同行いたしました。</p> <p>報告内容、第4号、第5号について、別紙現地調査書のとおり現地調査確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
10番		<p>農地法第3条現地調査報告、室根地域です。</p>

芳賀武郎委員	<p>現地調査日は平成30年7月11日、水曜日、午前9時40分より、調査員は農業委員として千葉委員、小山委員、私 芳賀です。</p>
議 長	<p>支所職員、土屋産業経済課主任主事と同行いたしました。</p> <p>報告内容、第6号について、別紙現地調査書のとおり現地調査確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
5番	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>農地法第3条現地調査報告書、藤沢地域です。</p>
千葉ひろあき委員	<p>現地調査日、平成30年7月11日、午前9時30分より、現地調査員として農業委員 佐々木委員、千葉委員、伊藤委員、畠山委員、佐藤委員と私 千葉です。</p>
議 長	<p>支所職員、倉部産業経済課課長、佐藤産業経済課主事と同行いたしました。</p> <p>報告内容、第7号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
27番	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>以上で現地調査の結果についての報告を終わります。</p>
千葉太郎委員	<p>なお、第4号について4番 小山 悦郎 委員、第5号について29番 小野寺 進 委員、第6号について7番 千葉 綾雄 委員が農業委員会等に関する法律第31条1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p>
局 長	<p>第2号についてですけれども、説明を聞き漏らしたのかわかりませんが、それを途中で解約をして売買というようにしたと確認をしております。</p>
27番	<p>その場合は地主のほうから申し出があったということでしょう</p>

千葉太郎委員
局 長

うか。

農地中間管理機構との契約なので、農地中間管理機構からさらに借りている方もいらっしゃるわけですが、そことの関係ではなく、地主は農地中間管理機構との間で契約をしていることから、恐らく地主のほうから農地中間管理機構に申し出をした上での解約だろうというように思っております。

27番
千葉太郎委員
局 長

申し訳ありませんけれども、期間はどのくらい残していたのでしょうか。

たしか、平成38年までの契約であったというように記憶しております。

27番
千葉太郎委員

ちょうど5年を経過するということだと思っておりますけれども、それが可能だとすれば、実は私のほうで区画整理の事業をやっています、やはり農地を売りたいという方で、あるいは不換地にしたいなどさまざまあるのですが、そのような中で中間管理機構に貸しているのは原則それは無理ですという形ですと進めてきたわけですが、もしそれが可能だとすれば、地主側から中間管理機構に申し出があればそれは可能であるというように判断してよろしいでしょうか。

局 長

全てのケースについて、こちらのほうで確認をしたわけではなく、今回の3条申請であったケースについてはそのような経過であったということですので、主に中間管理機構との間での契約の解除については、大変申し訳ないですが、農地中間管理機構のほうに確認をしていただかないと、私どものほうでお答えするというのは材料が足りないものですから、大変申し訳ないのですが、そのような形になります。

議 長

千葉委員、再々質問になりますので、もう1回だけ許可いたします。

27番
千葉太郎委員

すみません。

もし、そうだとすれば、3条での売買になるわけですが、通常農地法の規定によると、地主側から返してほしい、あるいは解約したいなどというのはなかなか難しい案件であると今まで思っていました。

耕作者が優先ということで、農地法がそういう形でできるものですから、今回の第2号のように簡単にクリアできるものなのかと疑問に思ったものですから何回も質問したと、そのようなことをございます。

局長

よろしくお願いします。

この件に関しては、平成38年までの契約であったものを、これを4月4日に農地中間管理機構との契約を解除されたということを確認しているところでありまして、この件以外のことなど、この件についてもっと詳しくという話につきましては、こちらも答える材料を持っていないということで、大変申し訳ないですが、その程度しか今のところ確認をしていないということでございます。

議長

ほかにございませつか。

17番
小山浩委員

そうしますと、書類さえ整えれば農業委員会は受けるという考え方でよろしいですか。

といいますのは、千葉委員に関連することですが、始まった頃は、10年間もう手をつけられないというように私も認識しておりました。

何かの会議のとき、そういう管理機能がほとんど機能していないような状態であるということを知りまして、今回の売買についても管理機構が本当は中に入って、仲介の手続きをできるはずで。

今回は省かれているように思います。

全然機能していないという形で、もちろん委員会には、今、局長が言われたように関係ないことだと思うのですが、何と言ったらいいのでしょうか、書類さえ整えれば委員会は受けるという考え方でよろしいでしょうか。

局長

この案件につきましては、農地中間管理機構との契約は4月4日付で既に解約をされているという、そのような前提があった上での3条申請ということですから、特に問題はないというように解釈したところでございます。

17番
小山浩委員

ですから、何回も先ほど話をしましたけれども、局長と同じですが、書類さえ整えれば受けると解釈してよろしいですか。

局長

そういうところで問題がなければいいのですけれども。

議長

ほかにございませつか。

30番
遠藤勝幸委員

もとの地主は経営転換協力金というようなものをもらっているのでしょうか。

もらった上での解約になっているのかどうか、その辺、お聞きしたいと思います。

局長

すみません、その辺に関しては確認をしていないところでご

- 議 長 30番 遠藤勝幸委員
- ざいます。
ほかにございませんか。
今、中間管理機構が使うというようなことが推進されていますけれども、やはり私も使っているのですけれども、契約は10年間など、期限は何年間でも良いというのは可能なようです。
ただ、経営転換というようになれば10年というような縛りがあるわけなので、今回のような件が出た場合は、やはりその辺をしっかりと調査した上で許可をしていただかないと、今回のようなあやふやな状態になってしまうのではないかと思うので、今後、その辺をしっかりと調査していただきたいと思います。
以上です。
- 議 長
- 要望として受けとめておきます。
ほかにございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長
- なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)
- 議 長
- 異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。
「議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を第4号、第5号、第6号を除き可と決する方は挙手願います。
(挙手満場)
- 議 長
- 挙手満場です。
よって、「議案第248号」を第4号、第5号、第6号を除き可と決します。
- 議 長
- 次に、第4号について審議いたします。
小山 悦郎 委員は退室願います。
(午後2時04分 退室)
- 議 長
- 審議願います。
(なしの声あり)
- 議 長
- 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)
- 議 長
- 異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。
「議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、第4号を可と決する方は挙手願います。

		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第248号」、第4号を可と決しました。 小山 悦郎 委員は入室願います。 (午後2時05分 入室)
議	長	小山 悦郎 委員に申し上げます。 「議案第248号」、第4号は可と決しました。
議	長	次に、第5号について審議いたします。 小野寺 進 委員は退室願います。 (午後2時06分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に 対する可否について」、第5号を可と決する方は挙手願いま す。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第248号」、第5号を可と決しました。 小野寺 進 委員は入室願います。 (午後2時07分 入室)
議	長	小野寺 進 委員に申し上げます。 「議案第248号」、第5号を可と決しました。
議	長	次に、第6号について審議いたします。 千葉 綾雄 委員は退室願います。 (午後2時07分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第248号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に 対する可否について」、第6号を可と決する方は挙手願いま す。

(挙手満場)

議長 長 挙手満場です。
よって、「議案第248号」、第6号を可と決しました。
千葉 綾雄 委員は入室願います。
(午後2時08分 入室)

議長 長 千葉 綾雄 委員に申し上げます。
「議案第248号」、第6号を可と決しました。

議長 長 次に、「議案第249号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 12ページをお開き願います。
議案第249号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。
次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は3件で、一関地域、千厩地域、川崎地域それぞれ各1件でございます。

第1号は、申請人が貸し駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第2号は、申請人が駐車場（カーポート）を建築したいので、畑1,163㎡のうち203.31㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、申請人が自家用駐車場、資材置き場及び物置を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 長 以上で「議案第249号」の説明を終わります。
ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

22番
木村修一委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
農地法第4条現地調査、一関地域について報告いたします。
現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同様でございます。

報告内容ですが、第1号、申請地は一関市役所から南西に約600mの位置にあり、周囲は東側が宅地、西側が宅地及び雑種地、南・北側が国道となっています。

申請人が貸し駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

27番
千葉太郎委員

農地法第4条現地調査報告書、千厩地域です。

現地調査日、平成30年7月11日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 千葉、佐藤、千田、千葉、藤野の5名です。

支所職員 畠山産業経済課主査です。

報告内容ですけれども、第2号について、申請地は千厩支所から北東に約4.7kmの位置にあり、周囲は東・南側は原野、北側は宅地、西側は畑となっております。

申請人がカーポートを建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺の農地に影響はないものと思われま

す。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

28番
伊藤弘志委員

川崎地域の農地法第4条現地調査を報告いたします。

現地調査日、平成30年7月11日、午前9時より、現地調査員、農業委員 遠藤、伊藤、支所職員 菅原産業経済課課長補佐兼商工観光係長です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は川崎支所から東に約970mの位置にあり、周囲は東・北側が市道、西・南側が宅地となっております。

申請人が駐車場及び資材置き場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思いま

議 長

以上です。
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果についての説明を終わります。
審議願います。
質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第249号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第249号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

13ページをお開き願います。

議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は26件で、一関地域が5件、花泉地域が3件、大東地域が4件、千厩地域が11件、川崎地域が3件でございます。

第1号は、譲受人が太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第1種農地と判断いたしましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから転用に問題ないものと考えます。

第3号は、譲受人は、現在借家住まいであり、手狭になってきたことから自己住宅を建築したいので転用申請するものでござ

ございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

14ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が資材置き場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、整備後は、株式会社小野寺設備へ無償で貸借の予定でございませう。

第5号は、譲受人が集合住宅を建築したいので転用申請するものでございませう。

農地区分は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第6号は、借受人が自己住宅を建築したいので、使用貸借して転用申請するものでございませう。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第7号は、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので、賃貸借して転用申請するものでございませう。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第8号は、借受人が育苗用土の生産量拡大及び農業用機械の増大により既存施設が手狭になったことから農業用施設を建築したいので、畑15,890㎡のうち1,036.39㎡を使用貸借して転用申請するものでございませう。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第9号は、借受人が駐車場として、畑413㎡のうち49.4㎡を賃貸借して利用していたものの追認申請でございませう。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

借受人が農地法を知らずに駐車場として使用してしまったものであり、お詫び状の提出がございませう。

16ページをお開き願います。

第10号は、借受人が市道大洞地第2支線側溝修繕その2工事に伴う仮設道路、資機材置き場等として利用していたものの一時転用の追認申請でございませう。

期間は、許可日から8月31日まででございませう。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えませう。

当初は市道を片側通行にして工事の計画でありましたが、市営バス路線であることから片側通行にはできず、千厩警察署や市と協議の上、付近の農地を仮設道路として利用することとなり、工事期限が迫っていたことから転用申請を失念していたということでございます。

なお、農業委員会としては、発注元である千厩の建設整備課と協議し、許可されるまで工事の中断を求めるとともに、発注元及び施工業者より顛末書を徴しております。

第11号は、借受人が集合住宅を建築したいので、父から使用貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第12号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして利用したいので、畑506㎡のうち198.5㎡を使用貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年1月31日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第13号は、譲受人が現在借家住まいであり、自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第14号は、借受人が農業用機械格納庫を建築したいので、賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第15号から20ページの第23号までですが、譲受人（借受人）が敷地を拡張し、コンクリート製品の資材置き場として整備したいので、田3,888㎡、畑14,544㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第24号から第26号までは、借受人の業務集約による職員増加のため職員駐車場が不足したことから、駐車場用地として整備するため賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第24号と第25号を第2種農地と判断いたしました。

第26号は第1種農地と判断いたしましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることか

議 長
22番
木村修一委員

ら転用に問題ないものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第250号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査、一関地域についてご説明申し上げます。

現地調査日、現地調査員につきましては3条と同様でございます。

報告内容、第1号についてですが、申請人が太陽光発電パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号につきましては、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続する予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第3号につきましては、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第4号につきましては、申請人が資材置き場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第5号につきましては、申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続する予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。以上、報告申し上げます。

議 長
25番
佐藤多賀幸委員

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、農地法第5条現地調査の結果につきましてご報告いたします。

花泉地域でございます。

議 長
38番
菅原豊一委員

現地調査日は平成30年7月11日、午前9時から行いました。

現地調査員は農業委員渋谷、猪股、佐藤の3人でございます。

支所職員として藤江産業経済課主任主事が立ち会っております。

それで、第6号でございますが、申請地は、JR花泉駅から北西に約3.3kmの位置にありまして、東側は宅地進入路、西・南側は農地、北側は宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第7号につきましてはですが、申請地は、花泉支所から南東に約6.3kmの位置にあり、東・南・北側は山林、西側が市道となっております。

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

す。第8号でございます。

申請地は、JR花泉駅から北東に約3.3kmの位置にあり、東・北側は農地及び宅地、西側は農地、南側は宅地となっております。

申請人が農業用機械格納庫を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。以上でございます。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、大東地域です。

調査日、調査員は3条と同じでございます。

第9号につきましては、申請人が自宅駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。なお、本計画は、平成30年4月に自宅駐車場が不足したことにより整備したことから、追認により許可を求めるものでござ

います。第10号は、申請人が公共工事に伴う仮設道路及び資材置き場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業

議 長
27番
千葉太郎委員

完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地には影響がないものと思われま

す。
なお、本計画は、市道大洞地第2支線側溝修繕その2工事に伴うものであり、関係各所と協議を行ったところ、当初計画の迂回路では道路幅が狭く、市営バス車両でのすれ違いが困難との回答があり、安全確保のため急遽、平成30年6月に申請地へ仮設道路及び資材置き場を整備したことから、追認により許可を求めるものでございます。

第11号は、申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第12号、申請人が携帯電話無線中継基地局設置に伴う仮設用地及び資材置き場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧するものであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

以上です。
ありがとうございました。

次に千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査の結果について報告したいと思いま

す。
調査日、調査員については4条と同様なので省略させていただきます。

報告内容ですが、第13号について、申請地は、千厩支所から東に約1.8kmの位置にあり、東側は現況宅地、西側は農地、南側は農地、北側は現況市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないということです。

それから第14号についてですけれども、JR小梨駅から南に3.9kmの位置にあり、東・西側は農地、南側は市道、北側は宅地となっております。

申請人が農機具を格納する格納庫を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第15号から第23号についてですけれども、申請地は千厩支所から北東に約6kmの位置にあります。

議 長
28番
伊藤弘志委員

千厩町奥玉字土樋20-1、20-2、20-3、20-5、20-11、66-1、67、68-1がおおむね続き地であります。

周囲は東側が山林、西側が同じく山林、宅地及び雑種地、南側が山林、ため池及び農地、北側が現況雑種地となっております。

千厩町奥玉字土樋48-2、50、51、52-1、54-1、52-3がおおむね続き地になっております。

周囲は、東側が市道、西側が山林及び雑種地、南側が山林、北側が道となっております。

申請人が資材置き場及び通路として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地への影響は少ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

川崎地域の農地法第5条の現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は第4条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第24号、第25号、申請地は、川崎支所から東に約970mの位置にあり、周囲は東・北側が宅地、西側が雑種地、南側が市道となっております。

申請人が職員駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思

います。

第26号、申請地は、川崎支所から東に約1kmの位置にあり、周囲は東・西・北側が市道、南側が農地となっております。

申請人が職員駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思

います。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。

なお、第24号から第26号について8番 鈴木 勝 委員、17番 小山 浩 委員、30番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願

います。

議 長

議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を第24号から第26号を除き許可相当と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場です。 よって、「議案第250号」を第24号から第26号を除き許可相当と決します。
議	長	次に、第24号から第26号について審議いたします。 鈴木 勝 委員、小山 浩 委員、遠藤 勝幸 委員は退室願います。
議	長	(午後2時40分 退室) 審議願います。
議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第250号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、第24号から第26号を許可相当と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場です。 よって、「議案第250号」、第24号から第26号を許可相当と決しました。 鈴木 勝 委員、小山 浩 委員、遠藤 勝幸 委員は入室願います。
議	長	(午後2時41分 入室) 鈴木 勝 委員、小山 浩 委員、遠藤 勝幸 委員に申し上げます。
議	長	「議案第250号」、第24号から第26号は許可相当と決しました。 次に、「議案第251号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

22ページをお開き願います。

議案第251号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請が千厩地域が1件、室根地域が1件でございます。

第1号は、平成27年6月15日付けで、岩石採取の工事用仮設道路として利用する目的で5条許可があったものですが、計画の採取量を確保できていないことから引き続き採取するため、一時転用期間を延長しようとするものでございます。

なお、期間以外の事業内容の変更はありません。

第2号は、平成29年6月12日付けで、岩手県発注の本宿の沢筋本宿地区砂防堰堤工事のため、資材置き場として使用する目的で5条許可があったもので、当初計画どおり転用事業が完了したところでございますが、その後、岩手県発注の本宿の沢(2)筋本宿地区砂防工事を受注し、工事現場が近いことから引き続き資材置き場として使用したいので一時転用期間を延長しようとするものでございます。

なお、一時転用期間は平成30年3月31日までであり、その後も申請地を使用しており、また、遅れて申請があったことから、業者より顛末書の提出がありました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第251号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第251号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場です。

よって、「議案第251号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第252号 一関市農用地利用集積計画の決定につ

局長補佐

いて」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

23ページをお開き願います。

議案第252号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

25ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、利用権貸借が14件、所有権移転が2件、農地中間管理機構に係る貸借で集団案件が1件でございます。

初めに利用権貸借でございますが、第1号から第3号までは、一関地域に係る申請でございます。

26ページをお開き願います。

第4号から31ページの第9号までの6件は、花泉地域に係る申請でございます。

それから、第10号は大東地域に係る申請でございます。

32ページをお開き願います。

第11号は千厩地域に係る申請でございます。

それから、第12号は東山地域に係る申請でございます。

第13号と第14号は藤沢地域に係る申請でございます。

なお、第2号、第3号、第9号につきましては農地中間管理事業特例事業に該当するものでございます。

34ページをお開き願います。

次に所有権移転でございますが、第1号と第2号は一関地域に係る申請でございます。

35ページをお開き願います。

次に農地中間管理事業に係る集団案件でございますが、第1号は藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりですのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合すること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第252号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第252号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第252号」を可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第253号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	<p>36ページをお開き願います。</p> <p>議案第253号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。</p> <p>本議案に係る申請は4件で、一関地域が2件、大東地域が1件、千厩地域が1件でございます。</p> <p>申請の内容につきましては記載のとおりですのでご覧願います。</p> <p>いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で「議案第253号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から報告をお願いいたします。</p> <p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
22番 木村修一委員	<p>適用外、一関地域について現地調査報告をいたします。</p> <p>調査日、調査員は3条と同様でございます。</p> <p>報告内容、第1号でございますが、申請地は、一関ICから北西に約10.1kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が原</p>

議 長
38番
菅原豊一委員

野、南側が市道、北側が宅地となっております。

平成元年頃から宅地への進入路及び庭として利用しており、既に農地性は失われております。

第2号でございますが、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約2kmの位置にあり、周囲は東側が現況道路、西側が現況原野、南・北側が現況宅地となっております。

昭和45年頃から位置指定道路及び宅地として利用しており、既に農地性は失われております。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

適用外現地調査報告書、大東地域です。

調査日、調査員は3条と同じでございます。

報告内容、現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、大東支所から北西に4kmの位置にあり、周囲は東・南・北側が山林、西側が農地となっております。

平成5年頃に杉を植林しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

議 長
27番
千葉太郎委員

適用外現地調査、千厩地域についての報告をいたしたいと思っております。

現地調査日、調査員については4条、5条と同様なので省略します。

報告内容、第4号について、申請地は、千厩支所から北東に約1.6kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が宅地、南側が雑種地、北側が市道となっております。

昭和54年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果の説明を終わります。

審議願います。

質疑ございませんか。

議 長

議	長	(なしの声あり) 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決していたします。 「議案第253号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場です。 よって、「議案第253号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第254号 一関市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の制定について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局	長	38ページをお開き願います。 議案第254号 一関市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の制定について、議案の内容をご説明いたします。 一関市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱を次のように定め、平成30年7月26日から施行することについて、議決を求めるものでございます。 39ページをお開き願います。 この要綱は、「一関市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」の規定に基づき、推進委員候補の選考を行う選考委員会について、必要な事項を定めようとするものであり、第1にその趣旨が規定されております。 以下、主な内容をご説明いたします。 第2では委員会の所掌事務について、推進委員候補者の選考に関することと定めております。 第3では、委員会の組織は委員8人以内で、農業委員会の委員又は推進委員から農業委員会が任命するとしています。 第4では、選考委員の任期を、農業委員会が推進委員を委嘱する日までとしています。 第5では、委員会に委員長、副委員長を置き、委員長、副委員長の選出方法は互選によること、委員長は会務を総理し会議の議長となるなど、委員長、副委員長の役割について規定しています。 40ページをお開き願います。 第6では、委員会の会議は委員長が召集するなど、会議の開

催について規定しています。

第7では、選考委員が職務上知り得た秘密の保持について、規定しています。

第8では、委員会の庶務は農業委員会事務局において行うこと、第9では、補則として、この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるとしています。

以上が要綱の内容となりますが、議決後において、法規担当課との調整により、若干の字句等の訂正が発生する場合がありますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第254号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第254号 一関市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の制定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第254号」を可と決します。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第35回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時00分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員